

お客さまは、次の【外貨ダイレクト】に基づいて次の【対象資金移動】を行うためのお客さま・当行間の預金口座振替契約(以下「本契約」)の締結にあたり、次の第1記載のとおり同意し、次の第2の「外貨ダイレクト」に係る預金口座振替規定(以下「本規定」)が本契約の内容となることに同意するものとします。

【外貨ダイレクト】

楽天証券株式会社(以下「楽天証券」)の「みずほ銀行外貨入出金サービス利用規定」に定める「外貨ダイレクト」(以下「外貨ダイレクト」)。

【対象資金移動】

お客さまが楽天証券に開設している証券口座に対する外貨預り金の入金のために行われる、お客さまが株式会社みずほ銀行(以下「当行」)に開設している、お客さまが当行所定の方法で指定したお客さま個人の外貨普通預金口座(以下「本引落口座」)から、楽天証券が当行に開設している楽天証券が別途指定した外貨普通預金口座に対する資金移動(以下「対象資金移動」)。

第1 個人データの第三者提供に対する同意

お客さまは、当行に対し、当行が楽天証券に対して、お客さまの次のア記載の個人データを、次のイ記載の利用目的で提供することに、同意します。

ア. 第三者提供する個人データの項目

- ① 氏名、本引落口座の支店番号・口座番号、本契約の申込みの内容・状況、その他口座振替設定に関して必要な情報
- ② 対象資金移動の状況、本契約の締結状況、(本引落口座が解約された場合は)当該解約に関する情報

イ. 利用目的

- ① 口座振替設定その他外貨ダイレクトの提供のため
- ② 楽天証券の個人情報保護方針(※)記載の利用目的に則った利用

※ https://www.rakuten-sec.co.jp/web/company/privacy_policy.html

第2 「外貨ダイレクト」に係る預金口座振替規定

第1条(利用対象者等)

1. 対象資金移動の利用対象者は、(i)本引落口座の預金者で、(ii)「外国為替及び外国貿易法」における日本国の居住者(なお、当該居住性は「外国為替法令の解釈及び運用について」(大蔵省通達昭和55年11月29日蔵国第4672号)に従って解釈します。以下同じとします)に限るものとします。
2. お客さまは、当行に対し、①外貨ダイレクトの申込時、②対象資金移動時及び③外貨ダイレクトによる本引落口座に対する送金時、(i)お客さまが「外国為替及び外国貿易法」における日本国の居住者であること、並びに(ii)対象資金移動の目的が楽天証券に開設している証券口座に外貨預り金として入金して楽天証券にて外貨建投資商品を購入するためであること、及び外貨ダイレクトによる本引落口座に対する送金の目的が、楽天証券における投資余剰資金の移動のためであることを、表明し、保証します。
3. 当行は、預金者情報及び送金目的等の適切な把握ができない場合又はその他対象資金移動に応じないことに当行が合理的な理由があると判断した場合、対象資金移動に応じないことができるものとします。

第2条(本契約の申込み等)

1. お客さまは、楽天証券所定の方法で外貨ダイレクトを申し込むことにより、本契約の申込みを行ったものとみなされます。当行が当該申込みを承諾してお客さまが楽天証券から外貨ダイレクトの申込みの承諾を受けた時、本契約が成立したとみなされるものとします。
2. お客さまは、前項に基づく申込みの際に、本引落口座の指定及び本契約の締結に必要な当行所定の情報を、当行所定の方法によって当行に正確に伝達しなければなりません。
3. 当行が前項に基づいて伝達を受けた情報に基づいて合理的な本人確認を行った場合、当該本人による申込みがなされたとみなされるものとし、端末又は暗証番号等について盗用、不正使用その他の事故があった場合であっても、これらによって生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

第3条(対象資金移動)

1. 当行は、(i)本契約並びに(ii)お客さま・楽天証券間の外貨預り金に係る契約及び外貨ダイレクトの利用に係る契約が有効である間、外貨ダイレクトに基づいて楽天証券から当行に対して対象資金移動の依頼がなされた場合、お客さまに通知することなく、当行が別途定めて楽天証券を通じて周知する日(以下「振替日」)に、当該依頼がなされた金額を、対象資金移動して楽天証券に対して支払います。この場合、みずほ外貨普通預金規定その他の当行の関連規定(併せて以下「本関連規定」)に定める預金の払戻し手続を経ること無く、当行にて預金の払戻しを行います。
2. 当行は、楽天証券の都合により楽天証券にて定めるお客さまに係る番号等が変更になった場合といえども、お客さまに確認・通知等をせずに、変更後の当該番号等により、引続き、前項に従った対象資金移動を実行することができるものとします。

第4条(対象資金移動不能時の取扱い)

当行は、振替日に対象資金移動を実行する時点において、本引落口座の支払可能残高が前条1項の楽天証券の対象資金移動の依頼の額に満たない場合、お客さまに通知することなく、当該依頼に応じることができない旨楽天証券に通知します。

第5条(本契約の解約)

長期間にわたって楽天証券から対象資金移動の依頼がない等、相当の事由があるときは、お客さまから別段の申出がない限り、当行は、本契約が終了したものとして取り扱うことができるものとします。

第6条(免責)

1. 対象資金移動に関連してお客さまと楽天証券との間で紛議が生じた場合であっても、当行の責めによるものを除き、当行は、当該紛議について責任を負わないものとします。
2. 当行は、次の各号に定める損害については、当行の責めに帰すべき事由によって生じたものを除き、一切の責任を負いません。
 - (1) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、(i)通信機器、回線若しくはシステム等の障害、又は(ii)当行が送信した情報の脱漏若しくは誤り等による、損害。
 - (2) 通信経路において盗聴又は不正アクセス等がなされたことによって発生した、お客さまの暗証番号その他の情報の漏洩による損害。

第 7 条(本関連規定の準用)

本規定に定めのない事項については、本関連規定の定めを準用します。

第 8 条(本規定の変更)

当行は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合、当行は、変更日及び変更内容を、当行のウェブサイトでの周知その他相当な方法で周知します。

以上